

「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」対応用Q A集

令和2年3月13日 10:00時点

※ 経済産業省が公表する、パンフレット「新型コロナウイルス感染症対策で影響を受ける事業者の皆様へ」に対応した内容となっています。

同パンフレットが更新された場合には、回答内容が変更になる場合がありますのでご留意下さい。

また、本Q A集に掲載されていない項目に関するお問い合わせがあった場合には、パンフレットの該当ページに記載されたお問い合わせ先をご紹介下さい。

第1章 セーフティネット保証4号・5号 関連

問1 業種の追加は3月13日の告示で終了か。

答 現在も業種ごとの業況調査を行っており、今後も業種ごとの状況を見ながら適宜追加を行うことを想定している。

問2 令和2年4月1日以降の対象業種の発表はいつか。

答 3月下旬を予定しております。

問3 今次追加業種の選定方法・調査方法は。

答 2月下旬から、信用保証協会の保証対象となる業種を所管する全省庁に対して新型コロナウイルス感染症による業況に係る緊急的な調査を依頼しています。

今次追加業種は、既に業況が悪化していることが明らかであり、早々に追加指定する必要があると所管省庁が判断した業種を指定するものです。

問4 認定申請書の様式はこれまでと異なるのか。

答 従来の様式と同じです。

なお、新型コロナウイルス感染症に影響によるものについては、新型コロナウイルス感染症の影響が2月以降に顕在化していることに鑑み、一定の期間は認定基準について「最近1ヶ月間の売上高等の前年比、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等の前年同期比」と運用緩和しています。

問5 認定申請書のひな形はどこから入手すれば良いのか。

答 中小企業庁から各経済産業局・部を通じて全国の都道府県に認定申請書のひな形等を送付済みであり、都道府県の所定の部署にお問い合わせください。

問6 事業者の営む事業がどのような業種に該当するのかの確認はどのように行えばよいか。

答 指定業種の調べ方は「日本標準産業分類」の検索システムにて、業種に関するキーワード等を入れて検索してください。

「日本標準産業分類」<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

なお、事業者が営んでいる事業が具体的にどの業種に該当するかの判断は、認定を行う市区町村が行うものであるため、該当すると判断される業種があれば、該当する理由について市区町村に照会し、必要に応じて補足説明等を行ってください。

問7 事業者の5号の認定申請はどこで出来るのか。

答 事業者が所在している市区町村です。

具体的には、法人の場合には登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地、個人の場合は事業実態のある事業所の所在地にて認定申請を行うことが可能です。

第2章 融資関係

1. 新型コロナウイルス感染症特別貸付

問1 新型コロナウイルス感染症特別貸付の対象要件は何か。

答 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、直近1カ月の売上高が前年又は前々年同月比で5%以上減少している事業者を対象としています。また、融資後3年間まで基準金利から0.9%の金利引き下げを行います。

<制度の概要>

貸付利率：当初3年間 基準利率▲0.9%、4年目以降基準利率

基準利率：中小1.11%（当初3年0.21%）、国民1.36%（当初3年0.46%）

※令和2年3月2日時点、貸付期間5年の場合、担保の有無に関わらず一律

貸付限度額：中小3億（利下げ限度1億）、国民6千万（利下げ限度3千万）

貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内

据置期間：5年以内

問2 前年比較ができない設立1年未満は対象にならないのか。

答 業歴が3ヵ月以上の場合は、直近1ヶ月の売上高が、

・過去3ヶ月（最近1ヶ月含む）の売上高の平均額

・令和元年12月

・令和元年10月～12月の売上高の平均額

のいずれかと比較し5%以上減少している場合は対象になります。

問3 いつから開始なのか。

答 3月17日から随時開始予定です。17日までは適宜公庫支店窓口で事前相談を受付けているので詳しくは支店までお問い合わせ下さい。

問4 1月29日の遡及適用とは。

答 日本公庫が相談窓口を設置した1月29日以降に相談窓口経由で借入契約を行った事業者の方で、売上高5%減少等の対象要件を満たしていれば遡及して適用可能です。詳しくは公庫支店窓口にてご案内します。

問5 一律金利とはなにか（金利は担保の有無等によって変動するのか）

答 通常は、事業者の信用力や担保の有無、貸付期間に応じて変動しますが、今回の特別貸付は、信用力や担保の有無によって金利は変動せず、貸付期間のみにに応じて変動しますなお、金利は毎月月初に改定します。

2. 特別利子補給制度

問1 利子補給制度を受けられる対象は。フリーランスも対象となるのか。

答 日本公庫（及び沖縄公庫）の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を利用した事業者のうち、算定月の売上高が前年又は前々年同月比で以下の要件を満たす事業者が対象です。

・個人事業主（小規模事業者に限る）

：要件なし

※ただし特別貸付を利用していることから5%減少を含む。

※フリーランスを含む。

- ・個人事業主（小規模事業者以外）： 20%以上減少
- ・小規模法人： 15%以上減少
- ・中規模法人（小規模事業者以外の法人）： 20%以上減少

※4月以降、商工中金の危機対応業務も利子補給の対象とする予定。

問2 売上高の減少について、いつ時点の売上高を比較するのか

答 特別貸付申込時点の直近1カ月又はその後2カ月の3ヶ月間のうちのいずれか1か月と、前年又は前々年同月の売上高と比較します。

なお、前年と前々年はどちらでも結構です。

(詳細は以下)

① 特別貸付申込時点の直近月売上高と前年又は前々年同月の売上高比較

例) 令和2年3月に申込を行う場合

- ・直近月：令和2年2月の売上高
 - ・比較対象：平成31年2月の売上高又は平成30年2月の売上高
- ※直近月の売上高算出が難しい場合は、その前月等の売上高で構いません。

② ①に該当しない場合、申込みの翌月又は翌々月の売上高と前年又は前々年同月の売上高を比較

例) 令和2年3月に特別貸付の申込を行ったが、その時点では売上高の減少要件を満たさなかった場合

- ・3月又は4月の売上高と、前年又は前々年同月の売上高で比較し、売上高の減少要件を満たす場合は申請可能。

③ 創業まもなく前年度比較ができない場合は、以下のとおり。

業歴が3ヵ月以上の場合、直近1ヶ月の売上高が、

- ・過去3ヶ月（最近1ヶ月含む）の売上高の平均額
 - ・令和元年12月
 - ・令和元年10月～12月の売上高の平均額
- のいずれかと比較。

問3 利子補給金受領の流れや必要書類はどういったものか。

答 企業規模要件（従業員数、資本金、業種）、売上高の確認させていただく予定です。詳細は別途。ただし、極力最小限となるよう検討中です。

	中小企業者（中規模事業者）		小規模事業者
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数	
製造業その他	3億円以下	300人以下	従業員20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	従業員5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	従業員5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	従業員5人以下

準備ができ次第中小企業庁のHPで公表いたしますので、今しばらくお待ちください。

問4 中規模・小規模の分け方は。

答 中小企業基本法の定義に基づき分類されます。具体的には以下の通りです。中小企業基本法上は、「中規模事業者」の定義はなく、本制度での分類においては中小企業者のうち小規模事業者に該当しないものを便宜的に中規模事業者としております。

詳細は、中小企業庁 HP の FAQ「中小企業の定義について」をご確認下さい。

問5 常時使用する従業員の定義は何か。

答 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。よって、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されると解されます。

また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されます。詳細は、中小企業庁 HP の FAQ「中小企業の定義について」Q3をご覧ください。

問6 資本金と従業員の両方の基準を満たす必要はあるか。

答 両方の基準を満たす必要ありません。いずれか満たせば対象となります。

問7 利子補給の限度は。補給期間は。

答 中小事業で1億円、国民事業で3千万円の借入を限度に、当該借入に対して発生する利息を借入後3年間全額利子補給します。

なお、国民事業の現貸資金（既往残高の借換え）については、利子補給の対象にはなりません。 ※詳しくは公庫支店に。

問8 窓口はどこか。申請手続きの流れは。

答 現時点では、(公庫ではなく)民間委託事業者等を予定しています。詳細は検討中ですが、本年の夏ごろには中小企業庁のホームページで公表する予定です。

問9 利子補給金の支払い時期は。

答 現時点で検討中です。詳細は後日公表します。(毎年1月～12月に支払った利子について、翌年の3月頃に振込で支払う方向で検討中)です。なお、一旦は貸付利息を負担いただく必要がございます。

問10 遡及適用できないのか。

答 本年1月29日以降に公庫の特別相談窓口を通じて借入をした場合は1月29日まで遡及適用します。

問11 新型コロナウイルス対策マル経に利子補給はないのか。

答 ありません。

第3章 下請等中小企業との取引に関する配慮 関連

※ 以下は、経済産業大臣が令和2年2月14日付けで、関係事業者団体代表者あてに発出した「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する配慮について」の中で引用している、公正取引委員会が東日本大震災に関連するQ&Aとして作成したものです。新型コロナウイルス感染症に関する事象も基本的な考え方は同様になりますので、こちらを参考にご回答下さい。

問1 震災後、生活物資等の流通が滞っていることに伴い、商品等の販売価格が上昇しているようですが、独占禁止法上の問題はないですか。

答

今次の震災により、東北・関東地区における生産活動及び物流機能が大きな被害を受け、生活必需品を含め物資の供給に支障が生じています。今後、こうした事態に便乗して生活必需品等の物資に関して価格カルテル等の独占禁止法違反行為による不当な価格引上げが行われることがあれば問題となりますので、公正取引委員会としては、そのような行為がないかどうか監視してまいります。

問2 今次の震災の影響による物資の不足を受けて、事業者が共同して又は事業者団体が、顧客1人当たりの販売個数を調整したり決定したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答 被害者に優先的に物資が供給されるようにする、顧客に物資が広く行き渡るようにするといった緊急の対応として専ら行われるものであって、物資の不足が深刻な期間及び地域において実施されるものであれば、独占禁止法上問題となるものではありません。一方、そのような調整を、著しい物資の不足が解消された後になっても続ける場合には、独占禁止法上の問題が生じますので、御注意ください。

問3 大規模小売業者が、納入業者に対して、被災したスーパーの原状回復や再陳列作業への協力を要請することは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となりますか。

答 被災者の生活の糧を供給する拠点となる大規模小売業者の営業が迅速に開始されることは、被災地の復興や被災者の生活支援にも資するものであり、大規模小売業者と納入業者との間で協議が行われた結果、被災した大規模小売業者の原状回復や再陳列作業への協力をを行うことになったとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかしながら、震災を口実として大規模小売業者が納入業者に対し、不当に不利益を与えることとなるような場合には、独占禁止法上の問題が生じ得ますので、御注意ください。

問4 親事業者が被災し、工場等が滅失するなどして親事業者に受領能力がないことを理由に、受領拒否することは下請法上問題となりますか。

答 下請事業者には責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、下請法上問題となりますので、代替的な工場での受領の可能性も含め、親事業者は可能な限り受領する手段を講ずる必要があります。しかしながら、親事業者が被災し、工場等が滅失するなどして、客観的にみて当初定めた納期に受領することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、相当期間納期を延ばすこととなったときには、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。

なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問5 仕事を失った被災者を地域でなるべく多く従業員として受け入れたい。その際、関係事業者が共同して、又は事業者団体が、賃金、労働時間等について調整したり決定することは、独占禁止法上問題となりますか。

答 被災者をどのような条件で雇用するかという雇用契約上の問題ですので、労働関係法令上の考慮の必要性は別として、独占禁止法上は問題となるものではありません。

問6 親事業者が、風評に基づき受領拒否や返品を行うことは、下請法上問題ないですか。

答 下請事業者には責任がある場合を除き、親事業者が、発注した商品の受領を拒むことや一旦受領した後にその商品を引き取らせることは、下請法上問題となります。

個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することになりますが、例えば、震災の被害を受けた原子力発電所の所在する県と同一の県に下請事業者が所在することを専らの理由として、親事業者が下請事業者の納入した商品の受領を拒むことや一旦商品を受領した後にその商品を引き取らせることは、下請法違反となるおそれがありますので御注意ください。

問7 自社の工場が被災し、操業開始のめどが立っていない。また、製品の在庫も尽きつつある。顧客への供給を確保するため、当該製品を生産している競争事業者に自社に代わって顧客に供給してもらったり、生産を委託したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答 被災によって自社の供給能力が喪失又は減少した場合に、自社の供給能力が復旧するまでの間、顧客への供給を確保するために必要な範囲で、競争事業者に代替供給を行ってもらうことや生産委託を行うことは、独占禁止法上問題となるものではありません。ただし、代替供給等を契機に、複数の事業者間で相互に価格や供給量等について制限することは問題となりますので、御注意ください。

問8 震災の影響により、下請事業者が親事業者から預かっていた物品が破損したことを理由として、親事業者が損害賠償請求として金銭を下請代金から差し引くことは、下請法上問題となりますか。

答 親事業者が、下請事業者には責任がないのに、下請代金の減額を行うことは、下請法上問題となります。したがって、震災の影響により親事業者から預かっていた物品が破損したとしても、通常、下請事業者には責任があるとはいえ、親事業者が震災による損害

額を下請代金から減額することは、下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。

問9 親事業者は部品Aと部品Bによって商品Cを製造しており、部品Bについては下請業者に製造を発注している場合、被災により部品Aが手に入らなくなったことを理由に、下請業者に発注していた部品Bの受領を拒否することは、下請法上問題となりますか。

答 個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、下請業者に責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、下請法上問題となりますので御注意ください。

問10 親事業者の保管施設が被災したことにより、下請事業者が納品しようとした商品とその下請業者に保管させ、倉庫代等の追加費用が発生した場合、当該費用を下請業者に負担をさせることは、下請法上問題となりますか。

答 下請事業者に対し、親事業者が支払うべき費用を負担させることは、不当な経済上の利益提供要請として下請法上問題となりますので、親事業者が追加費用を負担する必要があります。しかしながら、親事業者が被災し、客観的にみて震災の影響により発生した追加費用を直ちに負担することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、一時的に下請事業者が費用の一部を負担するときは、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。

なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問11 震災の影響により生産・調達コストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、親事業者が従来の単価を据え置くことは下請法上問題となりますか。

答 御指摘の生産・調達コストが大幅に上昇するなど震災の影響による単価の引上げについては、親事業者と下請事業者との間で十分協議を行って決定することが望まれます。個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、例えば、震災の影響により下請事業者のコストが通常が発注に比べて大幅に増加するような発注にもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、通常が発注をした場合の単価と同一の単価に一方向的に据え置くことは、買ったたきとして下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。

【引用・東日本大震災に関連するQ&A（公正取引委員会ホームページ）】

<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23jishinqa.html>

注1 独占禁止法：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

注2 下請法：下請代金支払遅延等防止法

第4章 生産性革命推進事業 関連

【補助事業関係】

問1 これから開業（新規創業）する場合でも補助金の受給対象となるか。

答 事業の対象は、生産性に向上に取り組む中小企業であることから、これから開業する者は、原則として対象としていない。一方、持続化補助金については、開業届が出されている状況であれば創業者も支援対象としている。詳細は、各補助金の公募相談窓口を確認されたい。

問2 商工会議所等（商工会、中央会）の会員でないと申請できないのか。

答 商工会議所等（商工会、中央会）の会員でなくても応募可能である。

問3 業種によって中小企業の定義が異なるが、自分の業種が分からない。
(複数の業種にまたがるのでどう判断したら良いか分からない)

答 日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイトの e-Stat より、該当する大分類をされたい。また、複数の業種を営んでいる場合は、付加価値額の一番大きい事業の業種で判断されたい。

<e-Stat> <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

問4 他の補助金との併用は可能か。

答 同一事業者が同一内容で、本制度と本制度以外の国の補助事業とを併用することはできない。

問5 NPOも対象になるか。

答 事業性のあるNPOも対象である。具体的には、公募要領を確認されたい。

問6 ○○に関する費用は、補助対象になるか。

答 公募要領を確認されたい。公募要領でもなお不明なものは、公募要領等に記載の問い合わせ先に確認されたい。

<参考>

	ものづくり補助金	持続化補助金	IT導入補助金
目的	新製品や新サービスの提供のための機械設備購入やシステム開発などの設備投資を支援	小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援	バックオフィス業務の効率化や付加価値向上に繋がるITツール導入を支援
補助率	中小企業：1/2 小規模企業：2/3 ビジネスモデル構築型：定額	2/3	1/2

補助対象事業者	中小機構法上の中小企業者 事業性のある NPO	中小機構法上の小規模企業者 事業性のある NPO	中小機構法上の中小企業者 医療法人、社会福祉法人、更生保護法人、学校法人、中小企業支援法による団体、特別の法律によって設立された組合又はその連合会、財団法人・社団法人（一般・公益）、事業性のある NPO
補助上限	一般型：1,000 万円 グローバル展開型：3,000 万円 ビジネスモデル構築型：1 億円	50 万円 共同申請可。共同申請の場合は 500 万円（50 万円×10 者）	30 万円～450 万円
補助対象経費	機械装置費、原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権関連経費、プログラム実施費用、海外旅費、クラウド利用費 等	機械装置費等、設備処分費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費 等	ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費 等

問7 IT 補助金の公募はいつ始まるのか。

答 3月13日に公募開始予定である。

問8 公募要領などはどこで入手可能か。

答 中小企業庁のHP、中小機構のHPなどを参照されたい。

問9 申請にあたってGビズのIDは必須なのか。

答 ものづくり補助金、IT 補助金では申請時に必須なので、持っていない場合は早めにGビズのサイトから取得されたい。持続化補助金は電子申請を行う場合には必要となるが、従来どおり紙の申請も認める予定としており、GビズIDがなくても申請が可能。

なお、IT 導入補助金について、令和2年3月13日に公募を開始する1次公募（臨時対応）に関しては、例外的にGビズIDがなくても、申請が可能。（GビズIDは申請時に使用しない。）

2次公募以降は申請時に必須となるため、Gビズのサイトから取得されたい。

<Gビズ> <https://gbiz-id.go.jp/top/>

問10 各補助金の前年度との違いは何か。

答

【ものづくり補助金】

- ・賃金引上げにかかる計画策定等を追加し、要件が未達の場合に補助金を一部返還
- ・新型コロナウイルスの影響を受けて、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資を行う事業者を加点措置や申請要件緩和等によって優先的に支援
- ・申請手続き簡素化のため、認定経営革新等支援機関の確認書添付を不要化

- ・過去3年以内に類似の補助金の交付決定を受けた事業者は、審査にて減点措置 など

【持続化補助金】

- ・以下の事業者に重点的な支援を実施
 - (1)新型コロナウイルス感染症による経営上の影響（従業員等の罹患による直接的な影響、感染症に起因した売上減少による間接的な影響）を受けながらも販路開拓等に取り組む事業者
 - (2)賃上げの計画を有し、従業員に表明している事業者
 - (3)事業承継の円滑化に資する取組を重点支援する観点から、代表者が満60歳以上の事業者であって、かつ、後継者候補が中心となって補助事業を実施する事業者
 - (4)生産性の向上（経営力強化）の取組を行っている事業者
 - (5)地域未来牽引企業または、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者
 - (6)過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓に取り組む事業者についても、重点的な支援を図ります。

問11 補助金の申請について誰に相談すればよいか。

答 具体的な申請については、身近な認定支援機関（金融機関、税理士、商工会、商工会議所など）にご相談頂くとよい。

なお、持続化補助金の専用問い合わせ先は、3月13日開設予定

問12 補助金の採択にあたってどのようなところが、加点や減点のポイントになり、またどの程度の点数になるのか。

答 加点や減点の項目は、公募要領を参照されたい。具体的な配点は各補助金とも非公開であるが、例えばものづくり補助金の場合、審査員が、事業計画を技術面、事業化面を中心に評価し、採択案件を決定する。

問13 どの締め切りで応募すると採択されやすいか。

答 今回、事業者の方々が、十分な準備の上、都合のよいタイミングで申請・事業実施することが可能になるよう通年で公募し、複数の締め切りを設けることとしている。採択倍率は申請の状況によって変化することはあるが、基本的には申請内容で採択の可否が決まるものであり、特定の締め切り回で応募すると採択されやすくなるということはない。

【経営支援事業関係】

問1 中小機構の支援事業は、無料なのか。

答 窓口相談など無料のものもあるが、専門家派遣など利用者に費用負担の発生するいわば有料のものもある。

本日配布した資料にも一部掲載しているが、実際に中小機構の支援策を利用する際に具体的な支援内容と自己負担額を確認されたい。

問2 中小機構の支援事業と言っても、これまでやってきた内容を生産性革命推進事業と称しているだけなのではないか。

答 中小機構は、もともと中小企業を支援するための様々な事業を担ってきた知見、経験、ノウハウがあるので本事業を実施することになった。これまでの経験やノウハウを活用してさまざまな制度改正に対応しつつ生産性の向上を図る中小企業を支援するものである。

また、今回新たに海外向けのハンズオン支援やIT経営簡易診断のような事業も実施予定で、準備が出来た事業から逐次提供していく予定である。

<中小機構の予定>

○生産性向上に係る地域本部での相談対応：2月中特設サイトで告知。

相談対応を随時実施

○IT経営診断：3月下旬募集開始

○海外ハンズオン（長期）：3月下旬公募開始

問3 中小機構の経営相談を受ければ補助金がもらえるのか。

答 中小機構は、事業計画の策定支援や経営のアドバイスをを行うが、今回、補助金の管理、執行も担うことになるため、特定の補助金を受給することに特化した相談は受けない方針である。

また、中小機構の何らかの支援メニューを活用していること自体が、補助金審査の加点要件になることもない。

第5章 雇用調整助成金の特例措置 関連

問1 そもそも雇用調整助成金とはどのようなものですか。

○景気の後退等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向（以下、「休業等」といいます。）を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pagel07.html

問2 今回の特例措置の趣旨・目的について教えてください。また、どのような特例があるのでしょうか。

○今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動が急激に縮小する事業所が生じている。

○また、新型コロナウイルス感染症による影響が広範囲にわたり、長期化することが懸念されます。このため、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に、雇用調整助成金の支給要件を緩和する特例措置を設けました。このことにより、通常よりも幅広く、労働者の雇用の維持を行った事業主が、この助成金を受給できるようにしています。

○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例は以下のとおり実施しています。

①令和2年1月24日以降の休業等計画届の提出を可能とします。

詳細は、問5を参照してください

②生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。

詳細は、問6を参照してください

③令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

詳細は、問7を参照してください

④最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

詳細は、問8を参照してください

問3 2月28日の特例措置の対象事業主の範囲の拡大について教えてください。

○今回特例措置の対象を「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」に拡大しました。

※当初は、「日中間の人の往来の急減の影響を受け、中国（人）関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合以上である事業主」としておりました。

○今回の拡大により、日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業の事業主の方や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります

問4 計画届の事後提出について内容を教えてください。

- 令和2年1月24日以降に開始した休業等について、令和2年5月31日までは事後の計画届け出が可能です。通常は、助成対象となる休業等を行うに当たり、事前に休業等の計画届を労働局又はハローワークに提出する必要があります。
- 今回の特例措置では、令和2年1月24日以降に初回の休業等を行う計画届の提出について、令和2年5月31日までに提出いただければ、休業前に提出があったものとして取り扱うこととします。

問5 生産指標の要件緩和について教えてください。

- 生産指標（※）の確認期間を3か月から1か月に短縮します。
（※）生産指標とは、販売量、売上高等の事業活動を示す指標のことです。
- 通常は、生産指標の減少（10%以上の低下）を、初回の休業等の届出前の3か月間について、対前年比で確認しています。
- 今回の特例措置では、最近1か月の生産指標が、前年同期に比べ10%以上減少した場合には、生産指標の支給要件を満たしたものとして取り扱うこととします。
- また、生産指標は、原則として、初回の休業等計画届を提出する月の前月の対前年比で確認しますが、事業所設置後1年未満のため、前年に比較できる月が無い場合は、令和元年12月と比較して確認します。

問6 事業所設置後1年未満の事業主も対象とする特例措置について教えてください。

- 令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。
- 通常は、生産指標を前年同期と比較できる事業主が対象であり、事業所設置後1年未満の事業主は前年同期と生産指標を比較できないため支給対象となりません。
- 今回の特例措置では、令和2年1月24日時点で、事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。その際、生産指標は、初回の休業等計画届を提出する月の前月と、令和元年12月との1か月分の指標で比較します。（12月の生産指標は必要となります）

問7 雇用量要件の緩和について教えてください。

- 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。
- 通常は、雇用保険被保険者や受け入れている派遣労働者の雇用量の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度（※）増加している場合は、助成対象とはなりません。
（※）具体的な要件は以下のとおりです。
 - ・前年同期と比べ5%以上を超えかつ6名以上増加している場合
 - ・中小企業事業主の場合は、10%を超えかつ4名以上増加している場合
- しかし、今回の特例では、その要件を撤廃し、最近3か月の雇用量が対前年比で増加している事業主も対象とします。通常具体的な要件は、以下のとおりです。

問8 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」について教えてください。

○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う以下のような経営環境の悪化については、経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は、助成対象としています。

(経済上の理由例)

- ・市民活動が自粛されたことにより、客数が減った。
- ・風評被害により観光客の予約キャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減った。

○個別のお問い合わせにつきましては、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）にご相談ください。

問9 特例措置はいつからいつまで適用されるのですか。

○生産指標、1年未満事業主、雇用量要件の特例措置（問6～8）は令和2年1月24日以降の休業等について、初回の届出時に事業主が設定する休業等の初日が令和2年7月23日のものまで適用されます。

(注) 令和2年7月23日までに届け出ても、初回の休業等の初日が令和2年7月24日以降の休業等の届け出は特例の対象になりませんのでご注意ください。

○休業等の計画届の事後提出を可能とする特例措置（問5）は、令和2年1月24日以降の休業等について、令和2年5月31日までに届け出られた休業等の計画まで適されます。

○詳細は、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）にご相談ください。

問10 雇用調整助成金の「休業」について教えてください。

○雇用調整助成金の助成対象となる「休業」とは、所定労働日に従業員である労働者を休ませるものをいいます。単に事業所が営業を休むことをいうものではありません。

○このため、従業員を出勤させ、内部の事務処理等の業務をさせている場合は、「休業」に該当せず、雇用調整助成金の対象とはなりませんのでご注意ください。

問11 雇用調整助成金の「休業」について、全員を休業させなくてはいけないのでしょうか。

○全員でなく、一部の従業員を休業させる場合も雇用調整助成金の対象になります。

○例えば、事業所の半分の従業員を出勤とし、もう半分の従業員を休業させる場合、休業させた従業員分の休業手当は、雇用調整助成金の対象となります。

○ただし、終日ではなく、短時間休業を行う場合には、1時間以上、かつ、従業員全員が一斉に休業する必要があります。

問12 「生産指標」（問6参照）の提出について教えてください。

○雇用調整助成金を受給する場合には、生産指標（販売量、売上高等の事業活動）の要件を満たしている必要があります。本特例を利用する場合には、原則、届出の直近の月の生産指標を提出することが必要です。

- 現在、支給要件の緩和については、生産指標（問6）と、雇用量の要件緩和の特例（問8）がありますので、詳しくは、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）までお問い合わせください。

問13 「事業所設置後1年未満」の「事業所設置」とは、いつの時点を指しますか。

- この「事業所設置」とは、雇用保険適用事業所として設置の届出をした時点を行います。

問14 どのような事業所・労働者が雇用調整助成金の助成対象になりますか。

- 雇用調整助成金は雇用保険料を財源としているため、助成対象は、雇用保険適用事業所、支給対象労働者は、雇用保険被保険者です。
- その他、休業等を労使協定に基づき実施すること等の要件がありますので、詳しくは、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）までお問い合わせください。お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）までお問い合わせください。

問15 特例の要件に該当しないと雇用調整助成金を受給できないのですか。

- 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が通常条件（※）を満たせば、特例の有無にかかわらず支給されるものです。（※）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

- 今回の特例はその条件を緩和したものです。

問16 雇用調整助成金について、手続きをしてから助成金が出るまでの流れを教えてください。

- 雇用調整助成金の対象となる休業等については、事前に労使間で休業等に関する協定を結び、休業等の計画届を所在地管轄の都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）に提出して、それが受理された後、実施します。
- 初回の休業等計画届を提出する際に、事業所として雇用調整助成金の対象となるか、労使協定や計画届の内容に問題がないかを都道府県労働局において確認します。確認に時間を要する場合がありますので、初回の休業等計画届は、通常、休業開始2週間前までの提出をお願いしています。
- 一方、今回の特例では、令和2年1月24日以降に開始した休業等について、令和2年3月31日までは事後の計画届提出が可能です。
- 休業等を実施する期間（1～3か月分の賃金締切期間で任意）が終わったら、2か月以内に助成金の支給申請をしてください。都道府県労働局において、実際の休業等の状況を確認の上、助成金を支給します。
- 詳しくは、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）までお問い合わせください。